

別府市学齡児童・生徒就学援助

別府市では、義務教育の円滑な実施を目的として、別府市内の市立小中学校に在学する児童・生徒のうち経済的理由によって就学が困難な児童・生徒に対して、予算の範囲内において就学援助を実施しています。

下記の「支給対象者」に該当され、申請を希望される方は各小中学校事務室に申請用紙を用意していますのでお問い合わせください。

◆支給対象者

1. 生活保護法に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる方。
(以下のいずれかに該当している方。該当していることを証明する書類が必要です)
 - (1) 生活保護を停止又は廃止された
 - (2) 市民税の非課税、又は減免を受けている
 - (3) 国民年金保険料の免除を受けている
 - (4) 国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けている
 - (5) 児童扶養手当の支給を受けている
 - (6) 日雇い労働者で職業安定所に登録している
2. 生活保護法に規定する要保護者。
※現に保護を受けている被保護者の場合は、修学旅行費のみ対象となります。
他の費用については生活保護費に含まれます。

◆援助の種類

- (1) 学用品費等…小学校 年額 11,100 円程度 (但し学年により、校外活動費等が加算されます)
中学校 年額 21,700 円程度 (但し学年により、校外活動費等が加算されます)
- (2) 医療費…実費 (トラコーマ及び結膜炎・白癬、疥癬及び膿痂疹・中耳炎・蓄膿症及びアデノイド・う歯・寄生虫病の疾病で学校において治療の指示を行ったものに限る) また、蓄膿症にあつては慢性副鼻腔炎に限る。
- (3) 学校給食費…実費

◆申請は随時受け付けています (5月以降は毎月20日までに学校へ提出された分を当該月分として受け付けます) また、認定された月によっては、援助の対象とならない費目があります。